

A. Ishijima, H. Kojima, T. Funatsu, M. Tokunaga, H. Higuchi, H. Tanaka, and T. Yanagida : Cell, 92, 161-171 (1998).

神学博士・博士（文学）関根清三氏の

『旧約における超越と象徴——解釈学的

経験の系譜』に対する授賞審査要旨

本書は、「超越」の象徴として旧約聖書（以下、旧約と略称）のテキストを読解する解釈学的試みであって、主題的に検討されるテキストは、順次、十戒、コーヘレス、サムエル記下十二章と詩篇五十一、アダム神話、および第二イザヤ書である。

ここで、「超越」という語によって指示されているのは、キリスト教の伝統の中にある人たちによって一般に「神」と呼ばれている存在である。だが著者は、この世の時空を超越した絶対的存在が、ともすると客観的実体であるかのように固定化され、迷信の対象や、排他的狂信の源とされてきた事態に堪がみて、自らの論議においては従来の伝統的呼称を避け、「超越」という語を一貫して使用している（ただし、旧約テキストからの引用に関しては、この限りではない）。

著者の目的は、テキストの中に現れる多義的な「象徴」の解釈を通して、それが指示している隠れた「超越」の現実性を自らの解釈

学的経験を通して顕にすることにある。だが著者は、信仰の立場をまず前提として論議を進めるようなことはせず、旧約テクストに対して、すべての人に開かれた形の読解を行う、という立場を自らの学問的原則として堅持している。

既発表の論文と注解を含みつつも、一貫した全体的構造をもつように編成し直された本書において、著者は次の順序に従って論述を進めていく。まず、旧約的倫理の根拠づけを十戒の中に求め（第一章）、ついで旧約にすでに出現しているニヒリズムとその超克の様相をコーヘレスのうちに探る（第二章）。そのあと、人妻バテシエバを犯した上、その夫ウリヤを死に追いやった王ダビデの姦淫と殺人をめぐる歴史的叙述、ならびにこの事件直後のダビデの心境を歌った詩を、サムエル記下十二章、および詩篇五十一においてそれぞれ考察し（第三章）、ついで、人間の不義さえも許して、人間にその自律を認めようとする神の姿を創世記のアダム神話に即して検討する（第四章）。

だが、第一章から第四章までの著者の解釈のあとに、次のような根本的疑問がわだかまっていたまま残されている。――十戒という神の禁止規定にもかかわらず、この世の犯罪は絶えることがなく、姦淫と殺人を犯す人間（例えばダビデ）は地上に常に存在し続けている。そればかりか、アダム神話に即して解明されたように、旧約の神は、

自らに背いて罪に陥った人間に対しても寛容と愛をもって接する存在なのである。けれどもそれならば、理不尽に殺されてしまった人間（例えばウリヤ）の無念の思いは一体どう解決されるのか、犯された不正は一体どう正されるのか、という疑問が最後まで残されている。

本書の最終章は、第二イザヤ書の編集過程と、編集句中のヘブライ語の完了形と未完形との対照的な使い分けの検討によって、上記の残された問いに究極的な回答を与えようとする試みである。すなわち著者は、次のように論証する。――不当な苦難に沈淪していた神の僕である一人の義人（第二イザヤ）が、来るべきメシアを詩（第（四）「僕の詩」）の中で待望しつつ、同胞の蔑みのうちに死んだ。義人の弟子は、師の死後、自らの師こそがメシアその人にほかならなかったことに愕然として気づき、師によって残された詩のテクストを、自らのこの新しい理解に基づいて改定し、編集し直したのである、と。

こうして、メシアその人と同一視されるにいたった代贖者第二イザヤという人物の存在を介して、人間の罪を罰する義の神と人間の罪を許す愛の神との相剋が最終的に解かれる、と著者は解釈する。著者の論拠は、編集されたテクストの中で、完了形によって第二イザヤの悲惨な代贖死が、他方、未完形によって彼の栄光ある高峯

が、それぞれ対照的に表現されている、という点にある。

旧約と新約との関連については、イエス・キリストの代贖は、代贖の僕を、理不尽な殺され方によって死んだ人間として理解する第二イザヤ書的思想の系譜に属するものなのであり、この代贖思想によってこそ、超越の顕現の時処を問う問いへの窮極的回答が与えられるにいたった、と著者は主張している。

緊密な全体的構成のうちに展開される著者の論述に関しては、次のような方法的特徴を指摘すべきであろう。まず第一に、ヘブライ語のテキストの綿密・細心な読解である。語義、語法に問題のある箇所を読み方に関しては、コンコルダンスに従って、旧約中のすべての用例を網羅的に検索し、検討したあとで、初めてその読み方が確定される。

第二に、先行する諸学説は、国内国外を問わず、また時代を問わず、テキストそのものに即して根底から吟味し直される。その際著者は煩瑣で錯綜した論議に立ち入ることも厭わない。

また、ヘブライ語の語義、語法の検討、ならびに先行する学説の吟味、それぞれの場合において、決定的解釈が下せない状況に遭遇した場合には、決してその行き詰まりを隠蔽することなく、依然として残り続ける疑問を常に開いたままにしている。著者の厳密なこの学的節度もまた、注目されなければならない。

本書において指摘すべき第三点は、旧約テキストを「象徴」として読解するための鋭い方法意識である。この点に関して、著者は特にティリッヒとリクールに多くを学んでいるが、この先行する二人の研究者による象徴の解釈、および象徴の解釈学に関する理論は、本書中の個別テキストに即した解釈の実践によって、それぞれきわめて具体的で、しかも豊かな実質を獲得することになった、というべきであろう。

最後にまた、次の点も指摘しておかねばならない。著者は、いかなる解釈者も、研究の出発点においては、なんらかの先入見に支配されざるをえないという事実を、進んで、自覚的に受け入れる。だがこの先入見は、著者自らの解釈学的経験の過程を通して次第に揺るがされ、覆され、こうして著者は、新たな地平の広がり直面する(過去の観点を、高次の新しい観点から包摂しようようになる)の突然の地平の開けを、著者はガダマーの用語を借りて、新旧二つの「地平の融合」と呼んでいる)。そして本書は、具体的なこの過程のいわば実践報告書にはかならないのである。自らの研究を「解釈学的経験の系譜」(本書の副題)の中に位置づけようとする著者の意図は、上記のような形で、意図通りに成就されている、と評すべきであろう。

本書に対して、最後にもし望むべきことがあるとするならば、全

体の一貫した論証的脈絡と、ニヒリスト・コーヘレスの検討(第二章)との論理的結び付きを、より明示的に説明すべきである、という点であろう。さらにまた、論述中に頻出する論議の繰り返しを避けるための工夫が、なされてしかるべきである、という点にもあろう。だがそれらは、ともに些細な欠陥に過ぎない。

本書が旧約研究にもたらした新たな寄与は、多大であり、それらの中には革新的意味をもつと評価しうるものも少なくない。しかし、本書の優れた価値は、決して旧約研究者の世界だけにとどまるものではない。本書は、その古典文献学的・解釈学的方法の厳密性、および学問的立場の徹底した公開性によって、広く人文科学一般の領域に対しても大きな意義を有している、ということが出来る。

法学博士杉原高嶺氏の『国際司法裁判 制度』に対する授賞審査要旨

杉原氏が一九六九年にはじめて発表した論文「国際司法裁判所における *forum prorogatum* の原則——その成立の経緯と意義をめぐって——」は、これまでわが国において余り注目されていなかったこの問題に関し、先例その他の資料を綿密に分析し考察したすぐれた論文であって、学界で注目された。同氏はその後も国際裁判に関するすぐれた研究論文を次々に発表するとともに、一九八八年以来、国際司法裁判所の判例研究を国際法外交雑誌に連載し、今日わが国における国際裁判研究の第一人者と目されるに至っている。本書はそうした長年におよぶ国際裁判研究をいわば集大成したものである、ということが出来る。

著者はまず国際裁判の歴史から説き起こし、国際司法裁判所の創設、裁判所の構成、裁判の当事者、裁判管轄権、選択条項、訴訟手続、先決的抗弁、仮保全措置、訴訟参加、判決の解釈と再審、勧告的意見など、国際司法裁判制度にかかわる重要な問題の全貌を詳細かつ的確に論じている。本書が国際司法裁判所という国際法上最も